別添２

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金申請等の手引き

（一社）大分県ＬＰガス協会

令和5年８月３日制定

Ⅰ.はじめに

　この手引きは、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

　本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国および県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

　交付要領を十分確認いただき、本補助金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

　なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に協会のホームページにて最新版を公開しますのでご確認願います。

Ⅱ.補助金の概要と基本的な事項

１．対象となる事業期間

１０月のガスメーター検針のお客様が対象です。

なお、１０月のガスメーター検針が、３，０００円（消費税を除く）に満たない場合は、１１月と１２月のガスメーター検針を含めて対象とします。

※１０月の検針とは、１０月１日～１０月３１日までに行った検針をいいます。

※１１月の検針とは、１１月１日～１１月３０日までに行った検針をいいます。

※１２月の検針とは、１２月１日～１２月３１日までに行った検針をいいます。

２．ＬＰガス料金とは

対象期間中に一般消費者（家庭・業務用）に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。基本料金、従量料金と別に設備使用料及びリース代等を請求する場合は、ＬＰガス価格上昇とは関係がないため対象となりません。

３．対象者

大分県内の家庭・業務消費者。

コミュニティーガスの家庭・業務用消費者も対象となります。

今回の補助金は、１契約（書面交付を交付済みの方）につき上限３，０００円（消費税を除く）です。

家庭用（別荘等を含む）で１つの建物に２個以上ガスメーターがある場合や、入居者ごとに検針しているが、大家がまとめて販売事業者に支払っている場合であっても、契約（書面交付を交付済みの方）が１件であれば、３，０００円（消費税を除く）が上限となります。

ただし、入居者ごとに書面交付を交付している場合は、１契約ごとに対象とします。

４．対象外

質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体。

　　※施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接ＬＰガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

　　　判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払者がどなたかで判断願います。また、地方公共団体が設置している団体、組合等は協会にお問い合わせください。

５．値引き額

１０月のガスメーター検針のお客様が対象です。

一般消費者等１契約（書面交付を交付済みの方）につき３，０００円（消費税を除く）の値引きによる支援。

　なお、１０月検針で基本料金と従量料金が上限３,０００円に満たない場合は、

　１１月検針で不足分を支援助成されます。それでも上限３,０００円に満たない場合は、

　１２月検針で不足分を支援助成されますが、１月までの延長はありません。

※１０月の検針とは、１０月１日～１０月３１日までに行った検針をいいます。

※１１月の検針とは、１１月１日～１１月３０日までに行った検針をいいます。

※１２月の検針とは、１２月１日～１２月３１日までに行った検針をいいます。

６．販売事業者への交付金

　上記の一般消費者等への請求額に応じて、１契約（書面交付を交付済みの方）につき３，０００円（消費税を除く）が上限となります。

Ⅲ.申請手続き

１．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」の提出

　　補助金の活用により、一般消費者等のＬＰガス料金低減を行う販売事業者は、交付要領第５条により、「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」**（様式１）**を協会に提出願います。

（１）提出期限　令和５年９月２９日(金)

（２）提出方法　協会へ持参、郵送、電子メールにて添付のうえ送信

　　　※郵送の場合は、２９日消印有効です。

　　　※申請書は、「事業者」として提出してください。

　　　※申請書に印鑑は不要です。

（３）値引きの対象となる一般消費者の件数

申請時の件数を記載してください。件数の定義はⅡ.補助金の概要と基本的な事項の３．のとおりです。

申請時の件数は、実績報告書**（様式５）**で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても結構です。まずは、期限内に申請願います。

ただし、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合等は、計画変更申請書**（様式３）**の提出を願います。

Ⅳ.事業の実施と実績報告書の提出、請求手続き

１．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付決定通知書」の送付

　Ⅲの交付申請書を提出された事業者には、協会から交付決定通知書**（様式２）**を送付、又は、電子メールに添付して送信します。

２．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金実績報告書」の提出

ＬＰガス料金の値引き件数と総額が確定しましたら、速やかに（事業完了から３０日以内）協会まで実績報告書**（様式５）**を提出願います。

協会への請求額は、一般消費者等に値引きを行った総額（消費税を含む）を消費税率１０％で割り引いた額となります。

　例　値引き額３，３００円／１．１＝請求額３，０００円

値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、**別紙１**「概算請求兼実績報告集計表」並びに、**別紙２**「概算請求兼実績報告　消費者名簿」に記入して添付してください。

　　　一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間（令和１０年度まで）保管し、協会、または県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

なお、本補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年以内（令和１０年度まで）に権利譲渡等をした場合は、一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類は、必ず協会に提出をしていただきます。

３．「大分県ＬＰガス価格緩和対策事業費補助金精算払請求書」の提出

　　　上記２の実績報告書と同時に、精算払請求書**（様式７）**を協会まで提出願います。

　　　なお、右上の日付は空欄にしておいてください。

４．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金額確定通知書」の送付

　　　上記２の実績報告書を提出されましたら、協会から補助金額確定通知書を送付、又は、電子メールに添付して送信します。

５．補助金の支払い

　　　上記３．の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

Ⅴ.概算払いについて

　販売事業者の一般消費者への値引き額の立て替え負担の軽減のため、実績報告の前に概算払いの請求と支払いを受けることができます。

１．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金概算払請求書」の提出

　　　概算払いを希望する販売事業者は、希望する月のＬＰガス料金の請求件数、値引き総額が確定しましたら、概算払請求書**（様式８）**と**別紙１**「概算請求兼実績報告集計表」並びに、**別紙２**「概算請求兼実績報告　消費者名簿」に記入して提出してください。１０月検針の概算請求は１１月中に、１１月検針の概算請求は１２月中に提出してください。

以降の手続きは、Ⅳの２．から４．と同じです。

　なお、概算払いの総額と実績報告書に基づくⅣの３．の総額が異なる場合には、４．の精算払い請求書に**（様式６）**で協会から通知する補助金額確定通知書の補助金額を記載され、概算払いの総額が補助金額を超えている場合は、△又はマイナス表示にて返還額を、補助金額を下回る場合には、差額を記載してください。概算払いの総額と補助金額が同額の場合には、精算払請求額は、０円となります。

Ⅵ．検針、請求、料金受領時等のチラシについて

検針票、請求書、Ｗｅｂ明細、領収書に「大分県から、ＬＰガス価格激変緩和対策支援事業費補助金として令和５年１０月検針のＬＰガス料金を上限3,000円（消費税を除く）支援助成されています」等を明示するか、別添のチラシを必ず値引きしたお客様にお渡しください。

　なお、減額の表示例は下記のとおりです。

**値引き額　（消費税を含む場合）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 10月 ガス使用量  〇〇．〇㎥ | 請求予定金額  （消費消費税を含む） | ２，２００円 |

いつもありがとうございます。引き落とし予定日10月〇〇日

〇〇町０－０－０

□□ガス店 電話０００－００００

基本料金 2,000 円

従量料金 3,000 円

小計 5,000 円消費税（１０％）500 円

△3,300 円

**値引き額　（消費税を除く場合）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 10月 ガス使用量  〇〇．〇㎥ | 請求予定金額  （消費消費税を含む） | ２，２００円 |

いつもありがとうございます。引き落とし予定日10月〇〇日

〇〇町０－０－０

□□ガス店

電話０００－００００基本料金 　 2,000 円

従量料金 3,000 円

小計 5,000 円

△3,000 円

消費税（１０％）200円